

2023年5月19日

相談者 各位

当室での面談について（感染症防止への配慮）

法政大学ハラスメント相談室

法政大学では、2023年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類移行を受け、一定の移行期間を設けながら、組織的な一律の行動制限・行動制限を撤廃していく予定です。ただし、新型コロナウイルス感染症がなくなったわけではありません。感染予防への配慮は残しつつの対応となります。

ハラスメント相談室では、面談にあたって、ご相談にこられた方の感染症に対するお気持ちを尊重しています。

- 面談中、相談員にマスクをしてほしい場合、あるいは逆に外してほしい場合は、お申し出ください。
- 面談中、飛沫防止パネル（透明アクリル板：以下パネル）を設置してほしい場合、あるいは逆に外してほしい場合は、お申し出ください。

そのうえで、一般的な感染予防の観点から、以下の対応にご理解をお願いしています。

- 相談室のスタッフは、事情によりマスク着用にて対応する場合があります。
- 面談時は、飛沫感染防止パネル（透明アクリル板）を設置する場合があります。
- 風邪の症状など、体調がすぐれない場合は無理をせず、電話またはメールにてお知らせください。
- 当相談室の関係者に感染症罹患が確認された場合等、来室された方について、学内管轄部局および保健所等に情報提供を求められることがあります。ご相談内容についての秘密は厳守されます。
- 相談後2週間以内に感染症を発症した場合は、当室へもご連絡ください。

以上